

教養教育科目における外国語の外部検定試験等による単位認定について

常葉大学学則第38条第2項の規定に基づき、教養教育科目における外国語の外部検定試験等による単位について、本学における授業科目の履修とみなし、所定の議を経て認定することができます。単位認定を希望する学生は、下記の通り申請の手続きをしてください。

1. 対象学生 令和7年度以降の入学生

2. 認定の対象となる検定試験等の種類、認定基準、認定授業科目及び認定単位数

検定試験等の種類	認定基準	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	2級以上	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1
TOEIC L&R	550点以上	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1
TOEFL ITP	460点以上	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1

3. 提出書類 (1) 単位認定申請書

※2 ページ目の申請書を A4 用紙に印刷し、必要事項を記入ください。

(2) 資格取得証明書（認定証や得点証明書等）の写し

4. 手続期間①：令和8年4月 2日（木）～令和8年6月30日（火）17時まで

手続期間②：令和8年9月14日（月）～令和9年1月29日（金）17時まで

手続期間①での申請は当該年度前期に、手続期間②での申請は当該年度後期に単位認定します。手続期間①にて、認定授業科目を一括申請することも可能です。

5. 認定結果 後日、本人宛に連絡します。

6. 注意事項

- ・認定の対象となる級位又は得点は、申請日から遡って2年以内に取得したものに限ります。
- ・外国語の外部検定試験等による単位認定は、在学期間を通じて2単位までになります。
- ・申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請が認められます。
- ・認定された単位の成績評価は、一律に「認定」になります。
- ・認定された科目は GPA 算出の対象外になります。
- ・認定単位は、CAP 制が適用される単位には加わりません。
- ・現に履修登録している授業科目が認定された場合、常葉大学履修規程第2条第2項の規定に基づき、認定後の当該授業科目は受講できません。
- ・(外国語学部のみ) 上記の手続きにより単位が認められた場合、同一の資格取得証明書を用いて専門教育科目学部共通科目の「検定英語〇〇」の単位認定を申請することはできません。

年 月 日

単位認定申請書

常葉大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

次のように単位認定を申請します。

1. 申請授業科目名および単位数（チェックを入れる）

 英語コミュニケーションⅠ 1単位 英語コミュニケーションⅡ 1単位

2. 試験の名称（該当する試験名に○） 英検 TOEIC TOEFL

3. 級または得点 _____（例：2級、650点）

4. 今回申請する科目について、

- ・ 既に単位を取得している場合は、認定できません。
 - ・ 現在履修中または履修登録済であっても、単位認定後は受講できません。
-
- 確認しました（チェックを入れる）

-
- ◆資格取得証明書（認定証や得点証明書等）の写しは本紙を前面にしてステープラーで留めて提出してください。
 - ◆提出書類は返却しません。
 - ◆申請に不備がある場合は、単位の認定を行いません。

教員確認欄 氏名（ _____ ）
1 認定
2 不認定 不認定理由：(_____)
確認日 _____ 月 _____ 日

教務課登録	教務課確認
_____	_____
_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日